

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成28年度 第17回委員会 平成28年8月17日（水） 於. 橿原市役所 北館別館2階 大会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 柁文 委員 増田 正二 事務局 生活安全部長、生活安全副部長 契約検査課長、検査技監、契約検査課主幹、 契約検査課課長補佐2名 他2名	
審議対象期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 93件
事後審査型条件付き 一般競争入札	5件	事後審査型条件付き一般競争入札 59件
指名競争入札	3件	指名競争入札 31件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 1件
随意契約	1件	随意契約 2件
条件付き 一般競争入札	0件	条件付き一般競争入札 0件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
電子入札の運用状況について、完全移行したとのことであったが混乱等はなかったか。	今年度から随意契約も含め、原則すべての案件を電子入札によって執行しているが、一般的な問い合わせはあるものの特に混乱等は見受けられない。

委員からの意見・質問	市の回答
<p>抽出事案の2、3、7については落札外（低）の割合が多いように感じる。最低制限価格の変動制を採用しているためであることも制度の趣旨、有効性も理解しているがやはり市民目線でいえば最低価格で契約できていないことについて見直しが必要であるように感じる。</p> <p>抽出事案の2に関して言えば、最低入札者と実際の落札者の入札金額で120万円程度の差が出ている。</p> <p>こうした結果を踏まえ、制度の見直しについて検討されてはどうか。</p>	<p>以前から指摘されている最低入札者と実際の落札者の入札価格の差に問題があるとのことについて、その差を縮めるため仮にくじ率を95.00%～96.99%に変更した場合、どのような結果になるか検証を行った。</p> <p>なお、検証の対象は第17回入札監視委員会の抽出案件で落札外（低）の割合が多かった抽出事案2と抽出事案3の案件においてである。</p> <p>抽出事案2「深田池栈橋改修工事」については、設計金額44,870,000円（税抜）最低制限基準金額38,900,000円（税抜）最低制限価格算出割合97.42%となり入札額37,912,000円（税抜）を入札した八房建設㈱が落札した。</p> <p>この案件において最低入札額は36,772,000円（税抜）（94.52%までであった場合落札）であり、その差額は1,140,000円（税抜）で契約額ベースでいえば1,231,200円（税込）の差となった。</p> <p>これが仮に算出割合が95.00%であった場合、落札者は下位から2番目の37,079,000円（税抜）となり、実際の落札額との差額は契約額ベースで889,640円（税込）となる。</p> <p>また、算出割合が96.99%であった場合、落札者は下位から11番目の37,750,000円（税抜）となり、実際の落札額との差額は契約額ベースで174,960円（税込）となる。</p> <p>算出割合を変更することによって、入札額が95.00%～96.99%の範囲に集中することも考えた場合、落札額と最低入札額の差額は契約額ベースで最高836,038円（税込）となり、今回、執行した案件よりも差は小さくなる。$(38,900,000円 \times 95.00\%) - (38,900,000円 \times 96.99\%) = 774,110円$（税抜）$(774,110円 \times 1.08 = 836,038円)$（税込）</p> <p>抽出事案3「鴨公小学校屋上防水改修工事」については、設計金額23,340,000円（税抜）最低制限基準金額20,889,000円（税抜）最低制限価格算出割合97.97%となり入札額20,889,000円（税抜）を入札した㈱ミズノ櫃原営業所が落札した。</p> <p>この案件において最低入札額は20,053,000円（税抜）（94.00%～95.99%であった場合落札）であり、その差額は836,000円（税抜）で契約額ベースでいえば902,880円（税込）の差となった。</p> <p>これが仮に算出割合が95.00%であった場合、落札者は最低入札者となる。また、算出割合が96.99%であった場合、実際の落札者が落札することになる。</p> <p>当該案件に関していえば、算出割合を変更しても結果に影響はない。</p> <p>今回はこの2件の検証にとどまったが、制度の変更を行っても結果として大きく変わるかは言い切れない。また、実際に率の変更を行った場合は、各業者の入札金額に変動も予想されるため落札外（低）が減少するのかわからないが、今後、制度については様々な検証を行っていく。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
<p>競争性の確保という観点から抽出事案の4、5、6、8、9については参加者が少ないように感じる。各々の事案について参加者が少ない理由について説明されたい。</p>	<p>事案の4「樫原市道路台帳補正業務委託」については平成20年度からの発注となり、当時は10社の入札参加があったが年々入札者が減少し、近年では4～5社の参加に止まっている状況である。対象となる道路台帳システムは落札業者の作ったシステムとなるため他の業者が入札に参加しても落札することが難しい。そういった経緯から参加業者が減少していていると思われる。</p> <p>事案の5「平成27年度樫原市空家等実態調査業務委託」について、当該業務は平成26年度に空家対策に関する法律が制定され、平成27年度から施行されたことにより全国で一斉に同種案件が発注されたが、先行の自治体で業務を行った複数の業者の話では当初、予想していたよりも手間や費用が嵩むことがわかり、昨年度の予算編成時に提出した参考見積の金額では実際に請け負った場合、マイナスが出るため入札参加を見送ったとのことである。</p> <p>今回の落札業者については社内的な戦略から同種業務の実績を積んでいきたい思いがあり、多少のマイナスには目を瞑ってでも業務を請け負いたいとのことで予定価格と同額で応札されたとのことであった。</p> <p>事案の6「市道路長寿命化対策工事」について、PC（プレストレストコンクリート）工事に登録する業者の多くは予定価格で今回の案件の10倍程の金額の工事を請け負うことが多く、技術者不足、担い手不足といわれている昨今、より利益率の高い（高額案件）入札を優先させる傾向にある。</p> <p>前回の会議で橋梁の工事の際に説明したことが同様に発注規模と業者のミスマッチによることが原因であると思われる。</p> <p>事案の8「土地改良施設維持管理適正化事業飛鳥井堰起伏ゲート改修工事」についても、事案の6と同様に発注規模と業者のミスマッチが原因であると思われる。</p> <p>機械器具設置工事に登録する業者についても、通常はもっと高額の案件を請け負っているため今回の案件に関して積極的に入札に参加しなかったとのことである。</p> <p>今回の落札業者は当初のゲート設置業者であり、そういった経緯があるため応札してくれたとのことであった。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
<p>そういった事情があったのは了解したが、事案の8は16社中15社が辞退し、1社のみ参加となっている。</p> <p>このような状況で果たして競争性が発揮されていると言えるのか疑問に感じる。</p> <p>16社を指名することで競争性があるとのことであったが結局、当該業務ができる業者は1社しかないのだから競争性があるとは言えないのではないか。</p> <p>そういう状況であるのであれば条件を緩和し、指名業者数を増やすかどうか、1社しか出来ないのであれば随意契約に移行する等方法を検討してはどうか。</p>	<p>当該案件については機械器具設置工事に登録する業者のうち、水門やゲート工事に関する実績が確認できた業者を選定している。選定に当たっては地域条件等での縛りもないためこれ以上、条件を緩和することは難しく、選定業者の数を増やすことは出来ない。</p> <p>今回は結果として、1社の入札となったが選定業者は業務自体が出来ないのではなく、より条件の良い業務を請け負いたいという目論見があつてのことであり、一旦、入札に付してみないと入札参加者の数や入札率等についてはわからない。</p> <p>そういった状況で入札参加者が少なそうなので随意契約をするというのも難しいと考える。</p> <p>また、選定業者には他のどの業者が参加しているかだとか、入札辞退の状況は知りえないはずであり、1社であっても競合他社があると認識し、入札に参加しているため事務局としては競争性はあると判断している。</p>
<p>事案の9の開札録は1社のみが落札となって他の3社は不特定となっているが、これはどういうことか。</p>	<p>事案の9「大和八木駅周辺地区整備計画策定業務委託」については企画提案型（プロポーザル）方式によるもので、公募の結果4社からの応募があり企画提案書やプレゼンテーションの内容から予算の範囲内でもっとも優れた提案をなしたものを特定したものであり、不特定となっている業者は次点以降となった業者である。</p> <p>落札率が高い理由は業者を特定した後、予算額に近い金額で随意契約をするためである。</p>
<p>特定された業者以外が辞退等をしているのではなく、4社で競ったという認識で良いか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案1〔新沢千塚古墳群公園集客施設等外構工事〕について	
<p>同時期に「新沢千塚古墳群公園集客施設階段擁壁整備工事」の発注がされており、他に履行中の立体歩道橋の工事もある。何故、一括発注をしなかったのか。</p>	<p>当該2案件については、県道を跨いで工事箇所が分かれるため、別に発注した方が良いとの判断となった。また、立体歩道橋とは業種が異なるため別に発注することとなった。</p>
<p>立体歩道橋の工事まで一括で行えとは言わないが会い丁場で複数の業者が交錯することによる危険等を避けるため、2案件については総合評価方式で一括発注を行い、安全確保等について提案をさせてはどうか。</p> <p>奈良県では殆どの案件で総合評価方式をとっている、橿原市においても総合評価方式を積極的に採用されたい。</p>	
抽出事案6〔市道路長寿命化対策工事〕について	
<p>当該案件の工事概要を見る限り、PC工事に登録する業者でないと出来ないのかと疑問に感じる。土木一式工事に登録する市内業者を対象にしても良いのではないかと。</p>	<p>当該案件については平成26年度に一度発注したものの参加者なしで入札不調となっている。その際も、市内業者で再発注ができないかと検討はされたが、現場の状況からPC（プレストレストコンクリート）工事のノウハウのある業者でないと施工できないとの判断にいたり、今回の発注となった。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案7〔防災・安全交付金事業 舗装修繕工事27-5〕について	
<p>舗装工事については、選定の18社で行っているが、市内業者を対象とした一般競争入札で執行してはどうか。</p>	<p>舗装工事については、建設業協会や商工会の建設部会から一般競争入札への移行の要望もあり、検討を行ってきたところである。検討の結果、一般競争入札の際に求める元請実績のある業者がそれほど多くないことが判明したため、平成28年度から数年間は金額に応じ、市内業者、準市内業者全社を選定し、指名競争入札を行うことで実績を蓄えてもらい、ある程度実績が行き渡った頃を見計らって一般競争入札に移行していくように考えている。</p>
抽出事案8〔土地改良施設維持管理適正化事業 飛鳥井堰起伏ゲート改修工事〕について	
<p>水門やゲートについては県が河川改修の際に整備し、管理を地元任せにしているということであると思うがこの事業については補助事業となるのか。</p>	<p>お見込みのとおり、補助事業となる。補助の内訳は国費、県費がそれぞれ30%で市費が24%の補助となる。残りの16%については地元の水利組合が負担している。</p>
抽出事案10〔排水路整備工事27-3〕について	
<p>最低制限価格はくじによって変動させているが予定価格についても同様か。</p>	<p>予定価格については設計（積算）金額と同額である。</p>
<p>では、何故この案件は設計金額と予定価格が異なっているのか。</p>	<p>当該案件は工事または施行場所が既発注済みの工事と同一構内であるため、入札に付すことが不利となる（地方自治法施行例第167条の2第1項第6号）ために随意契約をするもので、既発注済の工事に付随することから予定価格については積算金額に既発注済の工事の落札率を乗じた金額としている。 特殊な案件ではあるが、随意契約の理由から当然の措置である。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
特になし	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成29年2月に開催予定。	